用途地域内の建築物の用途制限		那	第 二 種	那	第 種	第一	第一	準	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		問	準	Т	***			
			低層	弗二種低層:	中高	中高	種住	二 種	住	園住	隣商	業	エ	業	業専		
			住居恵	住居専	種中高層住居専用	弗二種中高層住居専用	住居	住居	居	居地	業	地	業	地	用	備考	
建てられない用途			用地	用地	界用 地域	界用 地域	地	地	地		地		地		地		
①、②、③、④、▲、■、面積、階数等の制限あり 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿			域	域			域	域	域	域		域	域	域	域		
注毛、共同注毛、奇伯音、下伯 兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		北付党部八の田冷制四キリ		
末片		の延へ国債の2万の1木両のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		非住宅部分の用途制限あり ① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店およ	
店	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	To+ 0		1	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4	び建具屋等のサービス業用店舗のみ。 2階以下	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以				2	3	0	0	0		0	0	0	0	4	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、 損保代理店・銀行の支店・宅地建物取	
舗	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの 店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの 店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					3	0	0	0		0	0	0	0	4	引業者等のサービス業用店舗のみ。2	
					\blacksquare		0	0			0	0			4	階以下 ③ 2階以下	
等	<u> </u>							0	0		0	0	0	0	4	④ 物品販売店舗、飲食店を除く ■農産物直売所、農家レストラン等の	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの)									0	0	0			み。2階以下	
事	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	NTO+O					0	0	0		0	0	0	0	0		
務	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡					A	0	0	0		0	0	0	0	0	A OFFINE	
所	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡						0	0	0		0	0	0	0	0	▲ 2階以下	
等	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,00						0	0	0		0	0	0	0	0		
事務所寺の床面積か3,000mを超えるもの							0	0		0	0	0	0	0	A 0.000 2NT		
<u> </u>	ホテル、旅館						A	0	0		0	0	0			▲ 3,000㎡以下	
遊戯施	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴル	ノ粿貿場寺						0	0		0	0	0	$\frac{\circ}{}$,	▲ 3,000㎡以下	
施設	カラオケボックス等	·						_			0	0	0			▲ 10,000㎡以下	
風	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発							A			0	0	0	_		▲ 10,000m ² 以下 ▲ 客席およびナイトクラブ等の用途に	
俗施	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラ	[・] ブ等 									0	0	0			▲ 供する部分の床面積200㎡未満	
設	キャバレー、個室付浴場等											0	A			▲ 個室付浴場等を除く	
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
公 共	大学、高等専門学校、専修学校等		_		0	0	0	0	0		0	0	0				
施	図書館等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
設	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
病	神社、寺院、教会等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
院	病院				0	0	0	0	0		0	0	0				
学	公衆浴場、診療所、保育所等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
校	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
等	老人福祉センター、児童厚生施設等		A	A	0	0	0	0	0	A	0	0	0	0	0	▲ 600m ² 以下	
	自動車教習所							0	0		0	0	0	0	0	▲ 3,000㎡以下	
	単独車庫(附属車庫を除く)				A	A	A	A	0		0	0	0	0	0	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限 倉庫業倉庫		1		2			3	0	1	0	0	0	0	0	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下	
			*	一団:	地の	敷地	内に	内について別に制								③ 2階以下	
									0		00	0	0	0	0		
エ	自家用倉庫					1	2	0	0		0	0	0	0	0	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農産物および農業の生産資材 を貯蔵するものに限る。	
場							A	0	0		0	0	0	0	0	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で 作業場の床面積が50㎡以下			A	A	A	0	0	0	A	0	0	0	0	0	原動機の制限あり、▲ 2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常	に少ない工場					1	1	1		2	2	0	0	0	原動機・作業内容の制限あり	
倉	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場										2	2	0	0	0	│ 作業場の床面積 │① 50㎡以下 ② 150㎡以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												0	0	0	■ 農産物を生産、集荷、処理および貯蔵するものに限る。	
庫	危険性が大きいかまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場													0	0	CO KI IRLY O OVI ICPL O	
等							1	1	2		3	3	0	0	0	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり	
	量が非常に少ない施設					1	2	0	0		0	0	0	0	0		
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の 貯蔵・処理の量	量が少ない施設									0	0	0	0	0	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下	
		量がやや多い施設											0	0	0		
		量が多い施設												0	0		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			都市	都市計画区域内においては都市計画決定が必要													